

条 例

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第四十七号

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

第一条 執行機関の附属機関に関する条例（昭和二十八年埼玉県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の表に次のように加える。

埼玉県国民健康保険運営協議会	持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）の定めるところにより、知事の諮問に応じ、国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議する。
----------------	---

第二条 執行機関の附属機関に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第一の一の表埼玉県国民健康保険運営協議会の項を削り、別表第二に次のように加える。

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第十一条第一項に規定する都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会	埼玉県国民健康保険運営協議会
---	----------------

附 則

この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は平成三十年四月一日から施行する。